第368回矢板市議会定例会

# 報告事項説明書

令和 3 年 6 月

矢 板 市

# 報告事項説明書

第368回矢板市議会定例会に報告いたします事項について、御説明申し上げます。

報告第1号 令和2年度矢板市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、 令和2年度において、繰越明許費の取扱いをした企画調整事業、戸籍住民基本台帳 事務、新型コロナウイルスワクチン接種事業、農業振興事業、土地改良管理事業、 商業等活性化支援事業、橋りょう維持事業、小・中学校一般管理事業、小・中学校 保健安全事業、小・中学校教育振興事業及び小・中学校施設大規模改修事業につい て、法の定めるところにより、報告するものであります。

# 参 考 地方自治法(抜すい)

## (繰越明許費)

- 第213条 歳出予算の経費のうちその性質上又は予算成立後の事由に基づき年度 内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、予算の定めるところに より、翌年度に繰り越して使用することができる。
- 2 前項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、これを繰 越明許費という。

#### 参 考 地方自治法施行令(抜すい)

## (繰越明許費)

- 第146条 地方自治法第213条の規定により翌年度に繰り越して使用しようと する歳出予算の経費については、当該経費に係る歳出に充てるために必要な金額 を当該年度から翌年度に繰り越さなければならない。
- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越 したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議において これを議会に報告しなければならない。

## 以下省略

報告第2号 令和2年度矢板市下水道事業会計予算繰越計算書の報告については、 資本的支出の建設改良費における交付金枝線管渠築造工事分割1号並びにコリーナ 矢板幹線管渠築造工事分割1号及び2号に係る経費を令和3年度に繰り越したこと について、法の定めるところにより、報告するものであります。

## 参 考 地方公営企業法(抜すい)

(予算の繰越)

- 第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。
- 2 省略
- 3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

報告第3号 公益財団法人矢板市農業公社の経営状況説明書の提出については、公益財団法人矢板市農業公社が、農業の振興と地域の活性化に寄与することを目的として実施する農地流動化に関する事業をはじめ、農業構造の改善に資するための事業に係る令和2年度の事業報告及び収支決算等の経営状況並びに令和3年度の事業計画、収支予算及びそれらを説明する書類について、法の定めるところにより提出するものであります。

## 参 考 地方自治法(抜すい)

(財政状況の公表等)

第243条の3 第1項省略

2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政 令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなけ ればならない。

以下省略